

青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 経緯

国においては、「地域再生法」に基づき、首都圏への過度な一極集中を是正し、安定して良質な雇用創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進している。

本市では、平成 28 年に「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を定め、同法に基づき県が策定した地域再生計画に定める地方活力向上地域において、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設(事務所、研究所等)の新設等を行う事業者について、3 か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じている。

2 改正の概要

今般、「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」が一部改正され、本社機能を有する施設の新設等を行う事業者について、地方公共団体が不均一課税を行った場合に国が行う地方交付税による減収補てん措置が 2 年間延長されたことから、本市の固定資産税の不均一課税の措置を延長するため、本条例についても所要の改正を行う。

(主な改正点)

項目	改正後	改正前
期間	令和 8 年 3 月 31 日までの間	令和 6 年 3 月 31 日までの間

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

【参考】本市の不均一課税の税率

区分	移転型 (東京 23 区にある本社機能を移転)	拡充型 (東京 23 区以外にある本社機能を移転又は 市内にある本社機能を拡充)
初年度	1.6%→0.14%	
2 年度	1.6%→0.35%	1.6%→0.467%
3 年度	1.6%→0.70%	1.6%→0.933%

青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十八年条例第二十三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例</p> <p>平成二十八年六月二十八日 条例第二十三号</p> <p>（不均一課税）</p> <p>第二条 法第五条第十八項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業</p>	<p>○青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例</p> <p>平成二十八年六月二十八日 条例第二十三号</p> <p>（不均一課税）</p> <p>第二条 法第五条第十八項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業</p>

改正後	改正前
<p>者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、不均一課税をする。</p> <p>（平成三〇条例二五・令和二条例二一・令和四条例一九・一部改正）</p> <p>（中略）</p> <p>附 則 （施行期日） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日等） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例第二条の規定は、令和六年四月一日から適用する。</p>	<p>者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、不均一課税をする。</p> <p>（平成三〇条例二五・令和二条例二一・令和四条例一九・一部改正）</p> <p>（中略）</p> <p>附 則 （施行期日） この条例は、公布の日から施行する。</p>